

新（赤文字部分が変更箇所）：2024年3月18日以降	旧（赤文字部分が変更箇所）：現状
第5条インターネットバンキング不正取引、テレホンバンキング不正取引、スマホATM不正取引およびスマホデビット不正取引の補償	第5条インターネットバンキング不正取引、テレホンバンキング不正取引、スマホATM不正取引およびスマホデビット不正取引の補償
1.~4.省略	1.~4.省略
<p>5.第1項ないし第3項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補償責任を負いません。</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)当該不正取引について当行が善意かつ無過失であって、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>ア.当該不正取引がお客さまの重大な過失により行われたこと。 (お客さまの重大な過失の事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他人に暗証番号やパスワードを知らせた場合。 ・カード上に暗証番号やパスワードを書き記していた場合。 ・暗証番号、パスワード、カードの裏面画像や裏面の表の情報等をお客さまの携帯電話機やスマートフォン等のメモ情報やパーソナルコンピュータに保存していた場合。 ・他人にカードやアプリ搭載スマートフォンを貸与、譲渡または担保提供した場合。 ・その他、お客さまの「故意」と同視しうる程度にお客さまが注意義務に著しく違反している場合。 <p>(3)省略</p>	<p>5.第1項ないし第3項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補償責任を負いません。</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)当該不正取引について当行が善意かつ無過失であって、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>ア.当該不正取引がお客さまの重大な過失により行われたこと。 (お客さまの重大な過失の事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他人に暗証番号やパスワードを知らせた場合。 ・カード上に暗証番号やパスワードを書き記していた場合。 ・暗証番号、パスワード、カードの裏面画像や裏面の表の情報等をお客さまの携帯電話機やスマートフォン等のメモ情報やパーソナルコンピュータに保存していた場合。 ・他人にカードを貸与、譲渡または担保提供した場合。 ・その他、お客さまの「故意」と同視しうる程度にお客さまが注意義務に著しく違反している場合。 <p>(3)省略</p>
6.省略	6.省略